

【届出区分】

届出様式 工事内容			法律	条例	要領
			特定粉じん排出等作業届出書 (様式第3の5)	石綿飛散防止方法計画届出書 (条例第35号様式)	石綿飛散防止方法計画報告書 (要領第3号様式)
(隣地境界等に設けられる塀等を含む) 建築物・工作物	吹付け石綿等の 使用面積	15平方メートル以上	○	○	—
		15平方メートル未満	○	—	—
	吹付け石綿等が使用されている建築物の 延べ(築造)面積	500平方メートル以上	○	○	—
		500平方メートル未満	○	—	—
	仕上塗材	電気グラインダー その他の電動工具 による除去作業	—	—	○ (※1・2)
	石綿含有成形板等	けい酸カルシウム 板第1種切断破砕 による除去作業	—	—	○ (※1・2)

〔備考〕※1 軽微な作業(※3)で適切な飛散防止措置(※4)が講じられていると区長が認める場合は、届出等は不要。

※2 添付書類は、次に示すもの。

【別表第1】(要領第5条、第6条関係)

- (1) 施工場所等を示すもの(案内図、配置図、平面図等)
- (2) 周知用看板の形式及び掲示場所
- (3) 作業実施の期間(工程表等)
- (4) 作業実施の方法(作業計画)
- (5) 石綿飛散防止方法(飛散防止措置等)
- (6) 廃棄物の処理方法
- (7) 使用資材に関する資料
- (8) その他区長が必要と認めたもの

(備考)

ア 集じん排気装置による負圧隔離を画一的に求めるものではない。

イ 薬液を使用する場合、有害性の高い化学物質を含まないものを使用すること。

ウ 環境測定(石綿の飛散状況の監視)は、条例第123条第2項の規定を準用する。

ただし、適切な石綿等飛散防止措置が講じられていると、区長が認めるものはこの限りではない。

※3 軽微な作業：足場の壁つなぎ、建築物等の部分補修、及び設備の更新等に伴う小規模な作業等。

※4 適切な石綿等飛散防止措置：次に掲げるもの。

【別表第2】(要領第5条、第6条関係)

- (1) 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
- (2) 集じん装置併用手工具ケレン法
- (3) 超音波ケレン工法(HEPAフィルター付掃除機併用)
- (4) 水循環式ドリルによる穿孔工法
- (5) 剥離剤併用手工具ケレン工法
- (6) その他区長が適切と認めたもの